

令和7年度

沼崎小学校アフタースクール

入会案内



## もくじ

### アフタースクールの特徴 ..... 3~5

### 運営概要・ご利用案内

1_運営概要	.....	6
2_利用区分	.....	7
3_入室・退室方法	.....	8
4_おやつ・お弁当	.....	8
5_プログラム	.....	8

### 利用申請について

1_区分①の利用申請	.....	9
2_区分②の利用申請	.....	10~14

### 留意事項 ..... 15

# 放課後を豊かにする 5つの活動

多様な活動を通して、放課後を豊かにする居場所を、子どもたち、スタッフとともにつくっていきます。

## 自由あそび

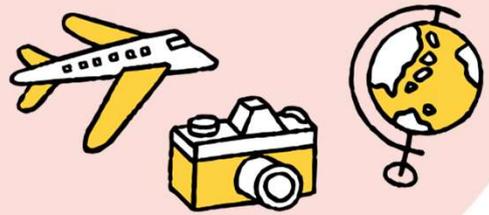
友達と過ごす楽しさいっぱい



学校の友達と、夢中になって好きなことをして遊びます！  
外遊び、工作、ボードゲーム、おしゃべり、など  
多様な選択肢から、一人ひとりが自分らしく過ごせるような  
環境づくり、大人の関わりを心がけています。

## 通常プログラム

子どもたちの「やってみたい！」を叶える



地域の方々やスタッフの得意を活かして、子どもたちの  
「やってみたい！」を叶える体験活動を行います。  
幅広い遊びや学びの体験が子どもたちの興味を広げ、  
「好きなこと」を増やすきっかけにつながります。

## 習い事プログラム

※下半期から

継続することによって「得意」が見つかる習い事



毎週定期的に実施する習い事です。  
子どもの得意や個性を伸ばし、  
目標に向かって取り組むことを通して、  
成長を実感することができます。

## イベント

子どもたちの興味関心を広げる、特別な体験



夏祭り、クリスマス会、お楽しみ会など、  
楽しいイベントも年間通して盛りだくさん。  
子どもたちのやりたいことを叶える企画も！

## 子どもたちがつくる場

子どもが「えらぶ・決める・つくる」を大事に



アフタースクールでどんなふうに通ごしたいか、子どもたち自身が  
考え、みんなでアフタースクールをつくっていきます。  
挑戦を応援する姿勢や、子どもが主体性を発揮できるような工夫  
を心がけています。

# アフタースクールでの過ごし方

## 学校登校日

※時間や内容は、ある日の1年生の例です。

14:30 入室

保護者にアプリで通知



15:00

自由に過ごす

友達と遊んだり、プログラムに参加したり、宿題をしたり、  
過ごし方を自分で選び、思い思いに過ごします。  
「自分でえらぶ、決める、つくる」を尊重し、主体性を育みます。

あそび



プログラム



宿題



区分①

~17:00

お迎え



保護者にアプリで通知

区分②

17:00

児童クラブ棟へ移動

おやつ



~19:00

お迎え

保護者にアプリで通知

## 学校休業日／長期休暇

※時間や内容は、ある日の例です。

※土（毎月第2土曜日を除く）・日・祝日は閉室です。

8:00

### 区分② 入室

保護者にアプリで通知

※第2土曜日は8:30

9:00

### 学校校舎内へ移動

9:00

### 区分① 入室

自由遊び・プログラム

12:00

### 昼食

12:30

### リラックスタイム

食休み/読書

13:00

### 自由に過ごす

プログラム・イベント・自由遊び

~15:00

### 区分① お迎え

保護者にアプリで通知

15:00

### 児童クラブ棟へ移動

15:30

### おやつ

16:00

### 自由遊び

~19:00

### 区分② お迎え

保護者にアプリで通知

※第2土曜日は17:15



# 運営概要・ご利用案内

## 1.運営概要

### 対象

沼崎小学校に就学している児童（1～6年生）

区分①：保護者の就労等の条件はありません。

区分②：保護者等が就労・介護等の理由により、放課後に保育を受けることができない児童（放課後児童クラブ入会要件を満たす児童）

### 開室日・時間

学校の授業がある  
月～金（祝日を除く）

区分①：下校後～17：00

区分②：下校後～19：00

長期休業日  
創立記念日  
学校の振替休業日  
県民の日  
（土日、祝日を除く）

区分①：9：00～15：00

※区分①は、学校施設が使用可能な日のみ利用可能です。  
開室日は別途おたよりなどでご連絡します。

区分②：8：00～19：00

毎月第2土曜日（祝日を除く）は、8：30～17：15

土曜日  
（毎月第2土曜日を除く）  
日曜日  
祝日  
12月29日から  
1月3日までの期間

区分①・区分②とも閉室

### 開室場所

つくば市立沼崎小学校 校舎・児童クラブ棟

- ・学校校舎内のCAI室、会議室、校庭、体育館を主に使用します。
- ・活動内容や人数に応じて、その他の学校施設を利用します。

### 利用料

区分①：月額3,000円 ※別途、傷害保険料（年額700円程度）がかかります。

同一世帯2人目以降は月額1,000円

同一世帯に区分②の利用者がいる場合は月額1,000円

※長期休業期間中など、区分①の開室日が12日に満たない月は利用料を徴収しません。

区分②：月額4,000円 ※別途、傷害保険料（年額700円程度）とおやつ代がかかります。

同一世帯2人目以降は月額2,000円

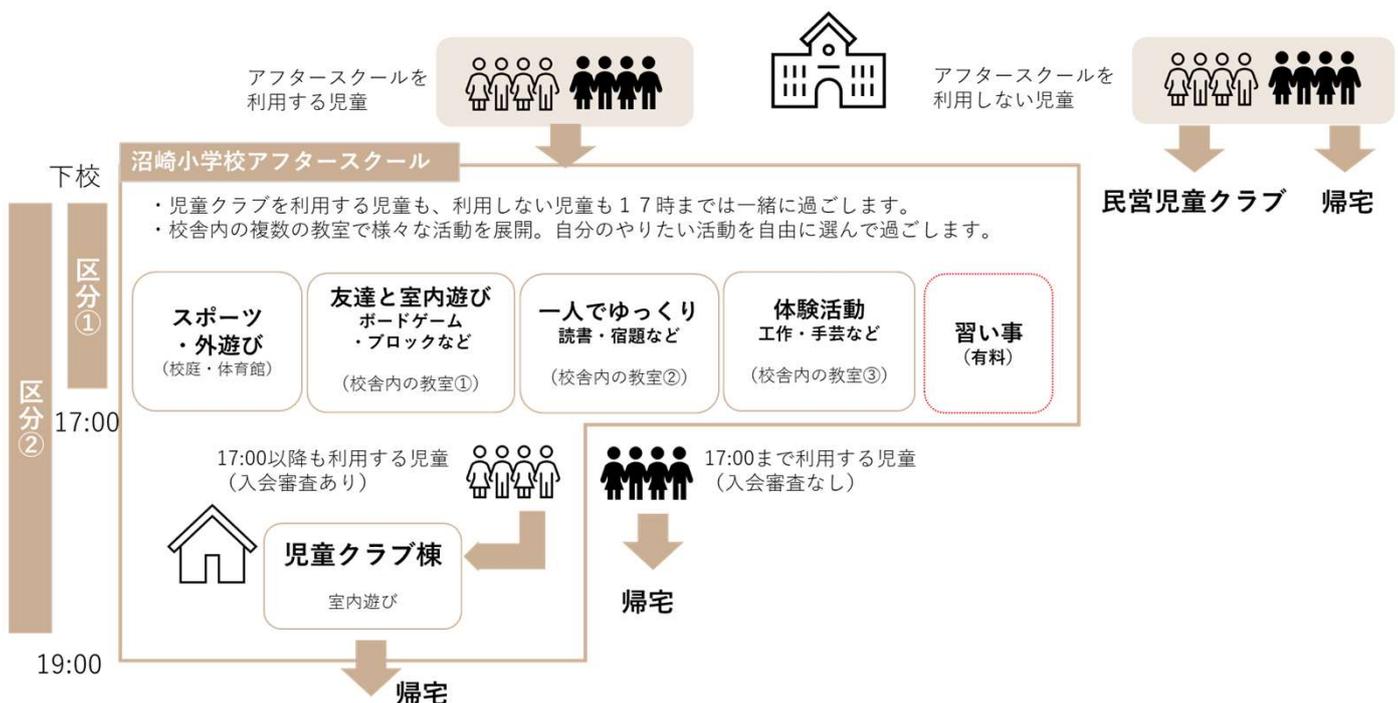
## 2. 利用区分

区分①と区分②の2種類の利用方法があります。

区分②は、これまでの沼崎小学校児童クラブと同様の入会要件があります。

	区分①	区分②
対象	沼崎小学校に就学する1年生～6年生の児童	
利用要件	なし	保護者等が就労・介護等の理由により、放課後に保育を受けることができない児童 (児童クラブ入会要件を満たす児童)
利用時間 (平日)	下校～17:00	下校～19:00
利用時間 (学校休業日) ※土・日・祝日を除く	9:00～15:00 (学校校舎が使用可能な日のみ)	8:00～19:00 毎月第2土曜日(祝日を除く)は、 8:30～17:15
プログラム (体験活動)	○	○
おやつ	なし	あり ※利用料とは別に料金がかかります。
事前の出欠席管理	なし (入室後の退室管理は行います)	あり
利用料	月額3,000円 ※別途傷害保険料(年額700円程度)	月額4,000円 ※別途傷害保険料(年額700円程度)と おやつ代
利用手続	随時利用申請が可能	利用申請・審査が必要

※同一世帯に区分①及び区分②の利用児童がいる場合の利用料について、詳しい事例はP15「留意事項」をご確認ください。



## 3.入室・退室方法

### 入室

授業終了後、アフタースクールに入室します。  
ご利用の日は必ず、アフタースクールを利用する旨とお迎えの時間を、児童と事前にご確認ください。  
入室時に、保護者の方にアプリから通知されます。

#### ご注意

いつでも誰でも来られる、というアフタースクールの良さを活かすため、区分①の児童については事前の出欠管理を行いません。

その日、アフタースクールを利用するかどうか、お迎えは何時か、児童自身が理解できるよう、ご家庭で児童と一緒にご確認をお願いします。

また、下校の際、アフタースクールを利用するかしないかわからなくなってしまった児童については、アフタースクールから、保護者の方にご連絡します。その際は、保護者の方のお迎えをお願いすることになりますので、ご了承ください。

### 退室

**区分①** 平日…17:00まで、長期休業日等…15:00までに学校校舎内CAI室にお迎えをお願いします。

**区分②** 19:00までに児童クラブ棟にお迎えをお願いします。  
(平日17:00まで、長期休業日等15:00までは学校校舎内で活動していますので、それ以前にお迎えに来られる場合は、学校校舎内CAI室にお越しく下さい)

## 4. おやつ・お弁当

#### おやつ

区分②の児童には、17:00頃におやつを提供します。(区分①の児童にはおやつの提供はありません) ※利用料とは別に料金がかかります  
食物アレルギーをお持ちの場合、保護者と相談の上、おやつの持参をお願いします場合があります。

#### お弁当

長期休業日等に、昼食を挟んで利用される際は、お弁当を持参してください。  
区分②の児童については、お弁当の注文も可能です。

## 5. プログラム

アフタースクールには、自由遊びの他に、通常プログラムと習い事プログラムの2種類の体験活動があります。

### 通常プログラム

様々なスキルを持った地域の方や、スタッフの得意分野を活かしたプログラムを実施。幅広い体験や活動の機会をつくれます。

頻度：通常プログラム全体で週2回以上

事前申込：不要  
(プログラムによっては要)

無料  
(材料費負担が必要なプログラムもあり)

### 習い事プログラム (下半期～)

専門の講師の方に来ていただき、継続的なプログラムを実施。  
やりたいことに継続的に取り組み、深めていきます。

頻度：プログラム毎に月2回～4回

事前申込：要

有料

# 利用申請について

## 1. 区分①の利用申請

対象

沼崎小学校に就学している児童（1～6年生）  
※保護者の就労等の条件はありません。アフタースクール利用申請の手続きをしていただければ、利用可能です。  
※区分②の利用児童は、別途区分①の利用申請をする必要はありません。

申請期間

令和7年1月27日から、随時受け付けます。  
利用開始希望日の10日前までに利用申請を行ってください。  
令和7年4月からの利用希望の場合は、令和7年3月7日までに申請をお済ませください。

手続方法

利用申請

右のQRコード又はつくば市公式ウェブサイト内の「令和7年度沼崎小学校アフタースクール利用申請について」から申請してください。24時間申請可能です。



- ・システムのメンテナンス等により、利用できない時間が発生する場合があります。
- ・電子申請でのお手続きが難しい場合には、つくば市こども部こども育成課までお問合せください。

利用許可

記載内容確認後、利用許可通知書を発送します。  
令和7年4月から利用分の申請については、令和7年2月下旬から順次発送します。

利用辞退  
(退会)

アフタースクール区分①の退会をする場合は、退会希望日の10日前までに、つくば市公式ウェブサイト内の「令和7年度沼崎小学校アフタースクール利用辞退（退会）」を選択してお手続きください。24時間受付可能です。

- ・システムのメンテナンス等により、利用できない時間が発生する場合があります。
- ・上記の期限を過ぎると、翌月分の利用料がかかる場合がありますのでご注意ください。
- ・月途中での利用開始（入会）・利用辞退（退会）の場合でも、その月に1日でも登録があれば、月額利用料が発生します。

利用料の減免

項目	要件	減免額	申請方法
免除	生活保護受給世帯	全額	年度ごとに「アフタースクール利用料免除申請書」を提出
	市民税所得割非課税世帯		
減額	同一世帯で2人以上の利用	2人目以降 2,000円減額	申請不要
	同一世帯に区分②の利用者がいる場合	2,000円減額	

## 2. 区分②の利用申請

申請期間

令和7年4月入会一斉受付：令和6年12月6日（金）から

令和7年1月17日（金）まで

- ・利用を希望する方は毎年申請する必要があります。令和6年度中に沼崎小学校児童クラブを利用している方でも、継続して利用を希望する場合は、改めて申請してください。
- ・令和7年4月から利用希望の場合は、この期間内に申請してください。
- ・利用許可は先着順ではありません。
- ・必要書類が不足している場合、原則、審査の対象とすることができません。申請前に不足書類や記入漏れ、間違い等がないかご確認いただき、余裕をもって申請していただきますようお願いいたします。

利用を希望される児童は、1及び2の条件を満たす必要があります。

- 1 沼崎小学校に就学している児童
- 2 保護者等が下表のいずれかの事由に該当し、学校の放課後の時間帯に保育を受けることができない児童

申請要件

事由	内容	必要書類 (保育に当たれないことの証明書)
就労 ※1	被雇用者である	<input type="checkbox"/> 「就労証明書」 ※就労先事業者等に作成を依頼してください。 ※変則就労（シフト制、裁量勤務制）の場合、 <u>シフト表等の添付が必須です</u> （複数月のシフト表等の添付があった場合は、平均値を算出して審査します）。
	自営業従事者である（個人事業主）	<input type="checkbox"/> 「就労証明書」 ※専従者の場合、「自営業専従者」にレ点を記入。  加えて以下いずれか1点（最新のもの） <input type="checkbox"/> 「開業届の写し」 <input type="checkbox"/> 「確定申告書（第一表、第二表）の写し」 <input type="checkbox"/> 「市民税・県民税申告書の写し」
出産 ※2	産前産後休暇期間にあたる	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し （保護者氏名及び出産予定日が記載されたページ）
病気・障害 ※3	病気又は精神若しくは身体に障害がある	以下のいずれか1点 <input type="checkbox"/> 「診断書（本人）」 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・障害年金証書等の写し
疾病者の介助 ※3	長期にわたり病人、心身障害者等の介助をしている	<input type="checkbox"/> 「看護等状況申告書」  加えて以下いずれか1点 <input type="checkbox"/> 「診断書（介護）」 <input type="checkbox"/> 障害者手帳の写し <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証の写し
学生 ※1	居宅以外の場所で就学している（職業訓練校等における職業訓練を含む）	<input type="checkbox"/> 「在学証明書」 <input type="checkbox"/> 「カリキュラム」

※1 以下のア及びイを満たす必要があります。

ア 開室日の就労（就学）時間が、放課後の時間帯を含み月48時間以上（1日の就労（就学）時間は4時間以上かつ月の就労（就学）日数12日以上）である。

イ 児童クラブ利用日においては、児童の下校時刻から児童クラブ閉所時刻までの間に1時間以上就労（就学）している。

※2 産前6週（多胎妊娠は産前14週）から産後8週経過日の翌日が属する月の末日までのお預かりとなります（父・母問わず育児休暇期間中は児童クラブを利用できません）。なお、産後休暇期間終了後も継続して利用を希望する場合は、利用許可期間内に申請書類一式と「保育に当たれないことの証明書」の再提出が必要です。

（例）令和7年8月21日が予定日の場合、利用期間は産前6週の日である7月10日から産後8週経過日の翌日（10月17日）が属する月の末日である10月31日までです。

※3 証明書の期間内での利用許可となります。介護や入院等が長引く場合は、利用許可期間内に申請書類一式と新しい期間が記載された証明書の再提出が必要です。

・なお、定員があるため、児童の学年や保護者の就労状況等を総合的に判断し審査します。あらかじめご了承ください。

必要書類が不足している場合、原則、審査の対象とすることができません。申請期間内に不足書類の提出が間に合わない場合は、上郷児童館までご相談ください。また、不足事項があった場合、再提出をお願いする可能性があります。申請前に記入漏れや間違いがないかご確認ください。

#### ●全ての申請者が提出する書類

- ① 放課後児童室利用許可申請書
- ② 児童健康状態等調査票
- ③ 家庭状況調査票
- ④ 児童状況調査票
- ⑤ 放課後児童室の利用許可申請に関する同意書兼誓約書
- ⑥ 保育に当たれないことの証明書（前ページ参照）

※児童の父母や同一敷地内に住む65歳未満（令和7年4月1日現在）の祖父母が証明対象となります。対象者それぞれについて証明書類が必要です。

※証明書は、申請日から3か月以内の証明日のものをご用意ください。

●**該当する申請者のみ提出する書類**

下表の状況に該当する場合、①から⑥までの書類と併せてご提出ください。

- ：審査時加算対象となる書類
- ：審査時加算対象とはならないが、状況確認のために必要な書類

保護者等の状況	必要書類（いずれも写し可）
茨城県外で単身赴任	以下のいずれか1点 <ul style="list-style-type: none"> <li>■公共料金の請求書</li> <li>■賃貸契約書</li> </ul> ※名前と居住地が記載されていないものは無効です。
生活保護受給世帯	■生活保護受給者証
ひとり親世帯	以下の2点（どちらもご提出ください。） <ul style="list-style-type: none"> <li>■住民票 （世帯全員分必要、省略事項なし、マイナンバーの記載不要）</li> <li>■「児童扶養手当」、「つくば市ひとり親家庭等児童福祉金」又は「ひとり親マル福受給者証」の各種証書及び通知書のうちいずれか</li> </ul>
離婚はしていないが、別居中かつ離婚調停中	以下のいずれか1点 <ul style="list-style-type: none"> <li>■協議離婚申入れに係る内容証明郵便の謄本</li> <li>■調停期日呼出状</li> <li>■家庭裁判所における事件係属証明書</li> <li>■調停不成立証明書等</li> </ul> ※提出がない場合、ひとり親加算の適用外となります。
利用申請児童の保育時に介助や特別な配慮が必要	以下のいずれか1点 <ul style="list-style-type: none"> <li>■障害・療育手帳</li> <li>■医師の診断書</li> </ul> ※加配職員の配置等、保育時の参考とさせていただきます。 <input type="checkbox"/> 学校長の意見書 <input type="checkbox"/> 発達検査の検査結果 ※その他、児童の特性に配慮すべき点がある場合や児童の心身にご不安がある場合、「児童健康状態等調査票」にご記入いただくとともに、こども育成課にお気軽にご相談ください。
指定学校を変更する (学区外就学・区域外就学)	<input type="checkbox"/> つくば市教育委員会が発行する「指定学校変更通知書」 ※学区外・区域外の申請時期の都合で、利用申請期間内に通知書の発行が間に合わない場合には、通知書を受取り次第速やかに上郷児童館（令和7年3月まで）又はこども育成課（令和7年4月以降）にご提出ください。なお、指定学校の変更が認められなかった場合、アフタースクールの利用が認められません。再度該当小学校・義務教育学校を確認の上、速やかに必要な手続きを行ってください。

- アフタースクールの利用申請を行う児童の弟妹が保育所の入所申請を行うため、すでに各種証明書を取得し、証明書のコピーや電子ファイル（PDFやJPEG形式等）をお持ちの場合は、一斉申請期間に限り、令和6年8月1日以降の証明日を有効とします。書類の提出については、以下のとおり取扱いをお願いします。

### ◎電子申請の場合

保育所入所申請で使用した証明書の電子ファイルと同じものをご提出いただけます。

### ◎上郷児童館（令和7年3月まで）又はこども育成課（令和7年4月以降）へ直接書類持参で申請する場合

保育所入所申請で使用した証明書のコピーをご提出いただけます。この場合、ご自身でコピーを取っていただく必要があります。なお、証明書原本の提出は不要です。

- 電子申請の場合、「①放課後児童室利用許可申請書」から「⑤放課後児童室の利用許可申請に関する同意書兼誓約書」までは直接必要な項目を入力していただきます。「⑥保育に当たれないことの証明書」及び「該当する申請者のみ提出する書類」は、添付による提出となります。あらかじめ電子ファイルをご用意いただき、電子申請を開始してください。

なお、電子ファイルは鮮明なものをご用意ください。必要事項の確認ができない場合、再提出をお願いする可能性があります。また、電子申請で不備等があった際にメールで通知することがありますので、必ずメールのご確認をお願いします。

### ◎電子申請（パソコン又はスマートフォンからのみ利用可）

右下のQRコード又はつくば市公式ウェブサイト内の「令和7年度つくば市放課後児童室（児童クラブ）入会申請」から申請してください。24時間申請可能です。

- ・システムのメンテナンス等により、利用できない時間が発生する場合があります。
- ・令和7年4月入会の一斉申請でのみ電子申請が可能です。（令和7年1月17日（金）まで）

### ◎書類持参

（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までの期間を除く。）

#### 申請方法

<令和7年3月まで（一斉申請期間を含む）>

- ・申請場所 上郷児童館
- ・申請時間 午前8時30分から午後6時30分まで

<令和7年4月以降>

- ・申請場所 こども部こども育成課
- ・申請時間 午前8時45分から午後4時30分まで



#### 審査手順

- ①「つくば市公設公営児童クラブ入会審査基準表」により基準指数に調整指数を加減算し、合計指数を求めます。
- ②合計指数の高い児童から順に選考します。
- ③合計指数が同一の場合、設定された優先順位表での優先順位が高い児童から順に選考します。
- ④優先順位表でも順位が同一だった場合、抽選により選考します。



入会審査基準表

#### 利用許可通知

- ①書類選考後、利用許可通知書にてお知らせします。（2月下旬予定）
  - ・定員を超えたときは、利用できない場合があります。
- ②利用決定後に「利用者説明会」のご案内を予定しています。説明会ではアフタースクールでの生活等について、ご説明します。

退会  
・休会等

- ・保護者の仕事の都合や病気等で欠席する場合は、必ずアフタースクールに連絡してください。また、病気等で学校を欠席した場合は、アフタースクールの利用を控えてください。
- ・アフタースクールを長期間（14日以上）欠席する場合、**休会の届出**を行ってください。なお、**休会の場合においても利用料が発生します。**
- ・退会するときは、必ず**退会の届出**を行ってください。**届出がない場合は利用料が発生します。**
- ・父・母問わず**育児休暇期間中はアフタースクールの区分②を利用できません。**利用期間中に育児休暇を取得する場合は、**退会の届出**を行ってください。**（退会後に区分①の利用申請を行うことは可能です。）**
- ・住所、世帯構成、勤務先や勤務時間等が変わったときは、速やかにアフタースクールに届け出てください。

利用料に日割りはありません。出席日数が少ない場合でも、月額のお支払いとなります。

項目	要件	減免額	申請方法
免除	生活保護受給世帯	全額	「放課後児童室 使用料免除申請書」を提出（毎 年度申請が必要 です。）
	市民税所得割非課税世帯		
	月の途中で入退会した場合、 入退会した月の利用可能日数が12日未満		申請不要
減額	同一世帯で2人以上の利用	2人目 以降 半額	

# 留意事項

## 利用許可の取消

次のような場合には、利用許可を取り消します。

- ① 利用許可申請書等に虚偽の記載があった場合
- ② 対象児童の要件から外れた場合
- ③ 利用料を正当な理由なく、一定期間滞納した場合
- ④ 連絡のないまま欠席が続いた場合（区分②のみ）
- ⑤ 利用時間が守れない場合

## 利用料の納入

利用料は、口座振替による納入をお願いします。

- ・振替手数料はつくば市が負担します。
- ・口座振替はインターネット（Web口座振替受付サービス）又は金融機関窓口でお申込みください。詳しくは入会決定後に予定している「利用者説明会」にてご案内させていただきます。
- ・振替口座の登録手続きをされない場合、各金融機関やコンビニ、市の窓口等でお支払いいただける納付書を発行し、アフタースクール経由でお渡しします。

## 区分異動や同一世帯の場合の利用料

### ●月途中で区分異動した場合

月の途中で区分異動した場合、区分②の利用可能日数が12日以上の場合の利用料は4,000円（区分②の利用料）、12日未満の場合は3,000円（区分①の利用料）となります。

### ●同一世帯に区分①及び②の利用児童がいる場合

同一世帯に、区分①及び区分②の利用児童がいる場合の利用料の取扱いは以下のとおりとなります。

- ・一人目が区分①、二人目が区分② の場合  
一人目1,000円、二人目4,000円（世帯で5,000円）
- ・一人目が区分①、二人目が区分②、三人目が区分② の場合  
一人目1,000円、二人目4,000円、三人目2,000円（世帯で7,000円）
- ・一人目が区分①、二人目が区分①、三人目が区分② の場合  
一人目1,000円、二人目1,000円、三人目4,000円（世帯で6,000円）

## その他

### ●学級（学年）閉鎖について

感染症による学級（学年）閉鎖となっている学級（学年）に在籍している場合、当該期間中はアフタースクールを利用できません。

### ●急病等の処置について

アフタースクールでの活動中に、児童が急病等になった場合は、状況に応じて保護者にご連絡します。なお、緊急度によっては、救急車を要請する場合があります。

### ●書類の受付について

利用申請書類や辞退届等は、令和7年3月までは上郷児童館にて受け付けます。令和7年4月以降は、つくば市役所こども部こども育成課の窓口で受け付けます。

お問い合わせ

つくば市こども部こども育成課放課後育成係

Tel029-883-1111 (内線1510~1512)